

宮津市公報

平成26年9月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目 次

条 例

- 19 宮津市浜町立体駐車場条例 1

規 則

- 13 宮津市浜町立体駐車場条例施行規則 2

告 示

- 98 宮津市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱 2
99 宮津市議会定例会の招集 3
100 会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任に関する告示の一部を改正する告示 ... 4
101 宮津市臨時福祉給付金支給要綱の一部を改正する要綱 4
102 宮津市子育て世帯臨時特例給付金支給要綱の一部を改正する要綱 4

訓 令

- 5 宮津市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する規程の一部を改正する規程 4

公 告

- 32 宮津市職員採用試験実施要項 5
33 公示送達 8
34 公示送達 8
35 公示送達 8

教 育 委 員 会

《告 示》

- 12 宮津市教育委員会臨時会の招集 8
13 宮津市通学路安全推進協議会設置要綱 8
14 宮津市教育委員会定例会の招集 9

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 66 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧 10

条 例

宮津市浜町立体駐車場条例をここに公布する。

平成26年 8 月12日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第19号

宮津市浜町立体駐車場条例

(設置)

第 1 条 浜町地区の活性化を図り、もって市街地のにぎわいの創出に資するため、浜町立体駐車場(以下「駐車場」という。)を宮津市字浜町3006番地に設置する。

(供用時間等)

第 2 条 駐車場の供用時間及び自動車を入場させ、又は出場させることのできる時間(以下「入出場時間」という。)は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の供用時間又は入出場時間は、市長が必要と認めるときは変更することができる。

(駐車場を使用できる自動車)

第 3 条 駐車場を使用できる自動車は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第 2 条に規定する普通自動車とする。

(駐車料金)

第 4 条 駐車場に自動車を駐車させる者(以下「使用者」という。)は、別表第 2 に定める駐車料金を納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減免することができる。

(禁止行為)

第 5 条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 3 号、第 4 号又は第 5 号に規定する行為で、市長が特にやむを得ないと認めて許可をした場合は、この限りでない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 施設その他工作物又は駐車中の自動車を汚染又は破損するおそれのある行為をすること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) 飲食物その他物品を販売し、又は陳列すること。
- (5) 広告類を掲示し、又は配布すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を来すおそれのある行為をすること。

(駐車の拒否)

第 6 条 市長は、駐車場の管理上支障があると認めるときは、駐車を拒否することができる。

(立入禁止)

第 7 条 使用者、同乗者、乗客その他必要と認められる者以外の者は、供用時間中駐車場へ立ち入ることができない。

(休止)

第 8 条 市長は、必要があるときは、駐車場の全部又は一部につき供用を休止することができる。

(賠償責任)

第 9 条 駐車場の施設等を損傷し、又は滅失した者は、市長が定める額を賠償しなければならない。

2 駐車場内における自動車の損傷、滅失等について、市長は、賠償の責を負わない。

(委任)

第 1 0 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

供用時間	入出場時間
------	-------

全日	午前7時から午後11時まで
----	---------------

別表第2（第4条関係）

駐車料金 (駐車1回1台につき)		納付方法
5時間以内	無料	出場の際に納付するものとする。
5時間を超える1時間までごとに	100円	
午前0時までごとの限度額	500円	

備考 午前0時を経過しての継続利用にあっては、午前0時に達した時点で出庫及び入庫があったものとみなして、当該継続利用の駐車料金を算出する。

規 則

宮津市浜町立体駐車場条例施行規則をここに公布する。

平成26年8月12日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第13号

宮津市浜町立体駐車場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮津市浜町立体駐車場条例（平成26年条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(駐車料金の減免)

第2条 条例第4条第2項の規定により駐車料金を減免する場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車を駐車させるとき 10分の10
- (2) 国又は地方公共団体の職員が防疫、防災その他緊急を要する公務を行うために使用するとき 10分の10
- (3) 市が主催する行事等のために使用するとき 10分の10
- (4) その他市長が特に必要があると認めるとき 相当と認める割合

2 前項に規定する減免の適用を受けようとする者は、あらかじめ宮津市浜町立体駐車場駐車料金減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、宮津市浜町立体駐車場駐車料金減免申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年9月1日から施行する。

告 示

宮津市告示第98号

宮津市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年8月12日

宮津市長 井上正嗣

宮津市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成14年告示第111号)の一部を次のように改正する。

第3条中「要支援者について」を「配偶者若しくは二親等内の親族がない要支援者(審判の請求をする三親等又は四親等の親族が明らかに存在する要支援者を除く。)又は親族があっても音信不通の状況等にある要支援者について、」に改め、同条第2号中「配偶者及び四親等内の」及び「(以下「親族等」という。)」を削り、「並びに親族等」を「及び当該親族」に改め、同条第3号中「親族等」を「親族」に改める。

第4条第2項第1号中「被保護者である者」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下「支援給付」という。)を受けている者」を加え、同項第2号中「要保護者」の次に「又は支援給付を受けること」を加える。

第5条中「について、別に市長が定める費用」を削り、同条第2号中「要保護者」の次に「又は支援給付を受けること」を加える。

第6条を第10条とし、第5条の次に次の4条を加える。

(助成金の額)

第6条 前条の規定による助成金の額は、家庭裁判所が決定した成年後見人等の報酬の額とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 対象者が特別養護老人ホーム等の施設に入所している場合 月額18,000円
- (2) 対象者の生活の場が在宅の場合 月額28,000円

(助成の申請等)

第7条 第5条の助成を受けようとする対象者又は成年後見人等(以下「申請者」という。)は、成年後見人等報酬助成申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 報酬付与の審判書の写し
- (2) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

(資産状況等の報告)

第8条 第5条の規定による助成金の支給を受けている者の成年後見人等は、対象者の資産状況又は生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の中止等)

第9条 市長は、対象者に対する成年後見等の終了を家庭裁判所が決定したとき、対象者が死亡したとき又は第5条各号に掲げる要件を満たさなくなったと認めるときは、助成を中止することができる。

2 市長は、成年後見人等に対する報酬の額に変更があったとき又は対象者の資産状況若しくは生活状況が著しく変化したときは、助成金の額を変更することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第99号

平成26年第6回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年8月27日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 期 日 平成26年9月3日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第100号

平成19年4月1日付け宮津市告示第45号で告示した会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び当該出納員の当該委任事務の分任出納員への一部委任について、次のとおり変更したので告示する。

平成26年9月1日

宮津市長 井上正嗣

1 変更した内容

	設置室	出納員となる者	分任出納員となる者	委任する事務
変更前	自立循環型経済社会推進室	出納管理室 会計係長	自立循環型経済社会推進室に所属する職員	上世屋緑へのいざない頒布収入の収納
変更後	自立循環型経済社会推進室	出納管理室 会計係長	自立循環型経済社会推進室に所属する職員	上世屋緑へのいざない頒布収入の収納 浜町立体駐車場使用料の収納

2 変更年月日 平成26年9月1日

* * *

宮津市告示第101号

宮津市臨時福祉給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年9月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市臨時福祉給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市臨時福祉給付金支給要綱（平成26年告示第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「次のいずれかの年金の平成26年3月分の受給権があり、かつ、」を削り、「平成26年4月分」を「同年4月分」に改め、「5月分」の次に「の次のいずれか」を加える。

第5条中「3箇月以内」を「6箇月以内」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第102号

宮津市子育て世帯臨時特例給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年9月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市子育て世帯臨時特例給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市子育て世帯臨時特例給付金支給要綱（平成26年告示第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「3箇月以内」を「6箇月以内」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

訓 令

宮津市訓令甲第5号

庁中一般
各 かい

宮津市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年9月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する規程の一部を改正する規程

宮津市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する規程（平成14年訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「操作者用ICカード」を「照合情報」に、「認証し、識別するカード」を「手の静脈の情報により識別し、認証するための情報」に改め、同条に次の2号を加える。

(8) 照合ID 操作者を識別するための符号をいう。

(9) 操作者ID 操作権限を識別するための符号をいう。

第16条第1項中「操作者用ICカードを発行し、貸与」を「照合IDの付与及び照合情報の登録を行うとともに、照合IDに対して業務に必要な操作者IDを付与」に改め、同条第2項を削り、同条第3項第1号中「操作者用ICカード及びパスワード」を「照合ID、照合情報及び操作者ID」に改め、同項第2号中「操作者用ICカードの発行及び貸与」を「照合ID及び操作者IDの付与」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

公 告

宮津市公告第32号

宮津市職員採用試験実施要項

平成27年度宮津市職員採用試験を次のとおり実施します。

平成26年8月20日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 試験区分、採用予定者数及び受験資格

試験区分	採用予定者数	受 験 資 格
一般事務職	若干名	(1) 昭和63年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は平成27年3月末日までに卒業見込みの方 (2) 平成6年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校（同程度と認めるものを含む。）を平成26年3月に卒業した方又は平成27年3月末日までに卒業見込みの方
電気技術職	1名	昭和49年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（電気）課程を修得し卒業した方又は平成27年3月末日までに卒業見込みの方
保健師	若干名	昭和49年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方（平成27年3月末日までに同免許の取得見込みの方を含む。）
主任介護支援専門員	1名	昭和44年4月2日以降に生まれた方で、主任介護支援専門員の資格を有する方（平成27年3月末日までに同資格の取得見込みの方を含む。）

地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

「保健師」について、免許を取得見込みで受験した方が、平成27年3月末日までに実施される国家試験に合格しなかった場合は、採用される資格を失います。

「主任介護支援専門員」について、資格を取得見込みで受験した方が、平成27年3月末日までに資格を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

2 試験の日時及び場所

区分	第1次試験	第2次試験
日時	平成26年10月19日(日) 午前8時30分(午前8時20分集合)	第1次試験合格者に文書で通知します。
場所	宮津市中央公民館(宮津市字鶴賀)	宮津市役所

3 試験方法及び内容

(1) 第1次試験

試験科目

区分	試験科目
一般事務職 主任介護支援専門員	一般教養試験・適性検査・作文
電気技術職	一般教養試験・専門試験(電気)・適性検査
保健師	一般教養試験・専門試験(保健師)

試験方法・内容

一般教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数40題・試験時間2時間 (出題分野) 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専門試験	多枝選択式筆記試験・出題数30題・試験時間2時間(保健師は1時間30分)
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
事務適性検査	筆記試験 試験時間10分
作文	筆記試験 試験時間50分

(2) 第2次試験

身体検査

健康診断書提出により審査(健康診断書は、平成26年9月1日以後に診断されたものに限ります。)

個別面接

4 合格発表

区分	発表の時期及び方法	
第1次合格発表	11月上旬(予定)	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	11月下旬(予定)	

電話による合否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、平成27年度宮津市職員採用候補者名簿に登載し、平成27年4月1日以降、必要に応じ採用します。

なお、この名簿の有効期間は、平成28年3月31日までです。

6 受験申込みの方法

提出書類	受験申込書(写真は、申込前3カ月以内に撮影した上半身前向き) 最終学校の卒業証明書(卒業証書の写し可)又は卒業見込証明書 最終学年までの成績証明書
------	---------------------------------------------------------------------------------

	大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。 保健師免許証の写し(保健師受験者のみ。取得見込みの方は受験申込時には不要。) 主任介護支援専門員研修修了証書の写し(主任介護支援専門員受験者のみ。取得見込みの方は受験申込時には不要。)
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書きし、受験票送付用封筒(はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、82円切手をはったもの)を同封してください。
申 込 先	宮津市役所 企画総務室職員係(本館3階)

7 受験申込みの受付期間

平成26年9月1日(月)から平成26年9月19日(金)まで

受付時間 午前8時30分～午後5時

郵送の場合は、9月19日(金)〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、9月26日(金)までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

8 給与等

(平成26年4月1日現在)

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
初任給	166,176円 (173,100円)	147,552円 (153,700円)	135,360円 (141,000円)

職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

()書きは、財政健全化のための給与減額措置をしなかったとした場合の金額です。

9 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、直接来庁してください。(電話、はがき等による請求では開示できません。)

区 分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び総合得点	各合格発表の日から2週間	宮津市役所本館3階(企画総務室職員係) (土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)
第2次試験		総合順位		

10 受験についての問い合わせ先

宮津市企画総務室職員係(本館3階)

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1 代表番号 (0772)22-2121 内線231・232

直通番号 (0772)45-1603

【参 考】

地方公務員法第16条(抄)

成年被後見人又は被保佐人

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

会場位置図（略）

* * *

宮津市公告第33号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成26年8月28日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

* * *

宮津市公告第34号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成26年8月28日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

* * *

宮津市公告第35号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成26年8月28日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

教育委員会

〈告 示〉

宮津市教育委員会告示第12号

平成26年第11回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年8月14日

宮津市教育委員会

委員長 生駒正子

1 日 時 平成26年8月20日（水）午後1時30分

2 場 所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第13号

宮津市通学路安全推進協議会設置要綱を次のように定める。

平成26年8月22日

宮津市教育委員会

委員長 生駒正子

宮津市通学路安全推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 宮津市立の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の通学時における児童及び生徒の安全確保を図り、通学路における交通事故等を防止するための方策を協議するため、宮津市通学路安全推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱において「通学路」とは、道路（道路法（昭和27年法律第180号）第 2 条第 1 項に規定する道路及び同法に規定されない道路のうち、人の通行の用に供するものをいう。以下同じ。）のうち、小中学校の児童及び生徒が通学するために利用する経路で、校長が指定した道路及びその区間をいう。

(所掌事項)

第 3 条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 通学路の安全対策及び安全点検に関すること。
- (2) 安全な通学路の設定に関すること。
- (3) その他通学路の安全確保に必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 推進協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、宮津市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小中学校における通学路の安全確保のための組織の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 交通安全関係団体の代表者
- (4) その他教育長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進協議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 推進協議会の庶務は、教育委員会事務局総括室学校教育担当係において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年 8 月22日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会告示第14号

平成26年第12回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成26年 8 月26日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

- 1 日 時 平成26年 8 月27日（水）午前 9 時
- 2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室

選挙管理委員会

〈告 示〉

宮津市選挙管理委員会告示第66号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年8月28日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

- 1 縦覧の期間 平成26年9月3日から9月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
（宮津市役所内）
宮津市選挙管理委員会事務局